

この別紙は、保護者専用プランについての説明資料です。お子様の補償については、「学生総合補償制度ご加入のご案内」をご覧ください。

1. 「保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1」としてご加入いただける方

	本人型	家族型補償（本人型以外）		
		傷害補償	医療補償、 がん補償	賠償に関する補償
① 一般財団法人 愛媛県教育振興会加入の学校に在籍する生徒の保護者およびその代理人	○	○	○	○
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご兄弟	○	×	○
	①の方と同居されているご親族	○	×	○

※保険の対象となる方（被保険者）ご本人*1について年齢*2等の加入条件がある補償があります。詳細はご確認ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

*2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

2. 保険の対象となる方（被保険者）の範囲

保険の対象となる方（被保険者）の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。

※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ（基本補償）」の各ページをご覧ください。

（1）傷害補償、所得補償、団体長期障害所得補償（GLTD）、介護補償、賠償に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者	-	○	○
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	-	-	○
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	-	-	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

（2）医療補償、がん補償

	本人型	本人・配偶者型	本人・配偶者・子供型
① ご本人*1	○	○	○
② ご本人*1の配偶者*2	-	○	○
③ ご本人*1のお子様*3	-	-	○

【ご注意】本人型以外を選択した場合であっても、がん補償のがん先進医療特約についてはご本人*1のみが補償の対象となります。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

*2 加入依頼書等に「配偶者」として記載された方をい、ご加入時年齢*4が下記の範囲に該当する必要があります。

・男性：満18歳以上満89歳以下、かつ「ご本人*1の年齢*4 + 5」歳以下の方

・女性：満16歳以上満89歳以下、かつ「ご本人*1の年齢*4 + 5」歳以下の方

例：ご本人が満30歳・男性の場合、配偶者が満16歳以上満35歳以下であれば、ご加入いただけます。

配偶者が死亡した場合や離婚等の理由によってご本人*1の配偶者でなくなった場合には、その事実が発生した時をもって保険の対象ではなくなります。

*3 ご本人*1のお子様のうち、年齢*4が満23歳未満の方をいいます。また、ご加入後、新たに出生されたお子様は、自動的に保険の対象となる方に含まれます。

お子様が保険期間中に満23歳となった場合は、その保険契約の満期日をもって保険の対象ではなくなります。満23歳になったお子様を引き続き保険の対象としたい場合、翌年度のご加入は、「1. 『保険の対象となる方（被保険者）ご本人』としてご加入いただける方」の内容にかかわらず、「本人型」または「本人・配偶者型」で更新ください（「本人型」または「本人・配偶者型」で更新される場合には、新たに健康状態等の告知が必要になる等、新規にご加入いただく場合と同様のお取扱いとなりますのでご注意ください。）。翌年度のご加入において、引き続き保険の対象に含まれる満23歳未満のお子様についても、その人数によっては「本人型」でご加入いただくほうが保険料がお安くなる場合がありますのでご注意ください。また、戸籍上の異動によりご本人*1のお子様でなくなった場合は、その事実が発生した日をもって保険の対象ではなくなります。

*4 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

【「保険の対象となる方（被保険者）について」における用語の解説】

（1）配偶者：婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含まれます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚約とは異なります。）。

①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

（2）親族：6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

（3）未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償ラインナップ^o（基本補償）

傷害補償

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

例えば… ・交通事故によるケガ ・工作中的ケガ ・家庭内でのケガ
 ・旅行中のケガ ・スポーツ中のケガ



【天災危険補償特約】 <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。



【特定感染症危険補償特約】 <追加補償>

特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



死亡・後遺障害 ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院・手術 ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院 ケガで通院*3した場合に保険金をお支払いします。

*3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：15%
 ※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型	夫婦型	
タイプ名	H11タイプ	H12タイプ	
職種級別*1	A	A	
天災危険	セット	セット	
特定感染症	セット	セット	
ご本人	死亡・後遺障害 保険金額	350万円	350万円
	入院保険金日額*2 (1日あたり)	5,000円	5,000円
	通院保険金日額 (1日あたり)	2,500円	2,500円
配偶者	死亡・後遺障害 保険金額		350万円
	入院保険金日額*2 (1日あたり)		5,000円
	通院保険金日額 (1日あたり)		2,500円
保険料（一時払）	18,560円	34,730円	

*1 保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別 A（事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別 B 以外）の方を対象としたものです。職種級別 B（自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員）の方は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

なお、夫婦型において、保険の対象となる方ご本人が職種級別 B に該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなる場合がありますので、詳しくは「お問い合わせ先」までご連絡ください。

*2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

所得補償

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1（4日）を超えた場合に、最長1年保険金をお支払いします。*2

*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。 *2 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても保険金をお支払いします。

〔天災危険補償特約〕 <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に、所得補償保険金をお支払いします。

保険金額・保険料表

型	本人型		
	H22タイプ	H12タイプ	
タイプ名	H22タイプ	H12タイプ	
職種	一般事務従事者等 (基本級別1級)	家事従事者	
てん補期間*1	1年	1年	
免責期間	4日	4日	
所得補償保険金額(月額)	10万円	10万円	
天災危険	セット	セット	
保険料 (一時払)	15～19歳	5,880円	3,770円
	20～24歳	8,570円	5,490円
	25～29歳	9,600円	6,140円
	30～34歳	11,770円	7,540円
	35～39歳	14,540円	9,300円
	40～44歳	18,020円	11,530円
	45～49歳	21,220円	13,580円
	50～54歳	24,490円	15,670円
	55～59歳	26,160円	16,740円
60～64歳	27,250円	17,440円	

保険期間：1年間 団体割引：15% ※ご加入口数は1口のみです。

※所得補償保険金額は、平均月間所得額*2の範囲内で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種や年齢*3によって異なります。表示の保険料は、基本級別1級（一般事務従事者等）の方と家事従事者の方を対象としたものです。なお、家事従事者としてご加入できるのは、日常、家事に従事される方（炊事、掃除、洗濯および育児等に従事される方）で、かつ、職業に就かれている場合は、その職業が基本級別1級（一般事務従事者等）である方に限ります（家事従事者特約がセットされ、入院時のみの補償となります。）。それ以外の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。 ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方ご本人の所得*4の平均月額をいいます（ただし、家事従事者特約がセットされたタイプは、183,000円となります。）。

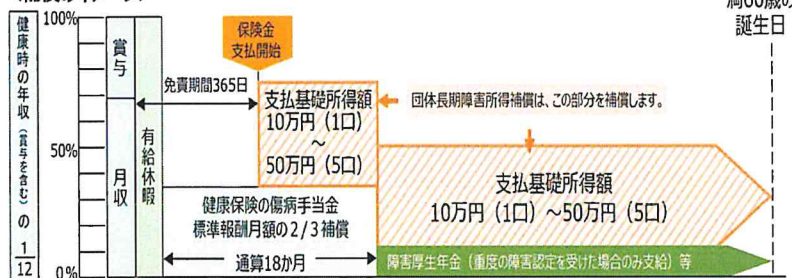
*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*4 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

団体長期障害所得補償（GLTD）（定額型）

病気やケガで働けなくなり、その期間が免責期間*1（365日）を超えた場合に、最長満60歳の誕生日まで長期間にわたり保険金をお支払いします。ただし、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は、55歳以上の場合は3年となります。*1 保険金をお支払いしない期間をいいます。

<補償のイメージ>



就業障害発生 ※本図は補償のイメージをわかりやすく説明するために簡略化したものです。
※支払基礎所得額（月額）が平均月間所得額の範囲内となるよう、加入口数を設定してください。

補償される金額（支払基礎所得額）・ 保険料表（1口あたり）

型	本人型		
	男性	女性	
性別	男性	女性	
タイプ名	H31タイプ	H31タイプ	
免責期間	365日	365日	
加入限度口数	5口	5口	
支払基礎所得額(月額)	10万円	10万円	
認知症・メンタル疾患 (てん補期間*1:2年)	セット	セット	
天災危険	セット	セット	
保険料 (一時払)	15～24歳	7,810円	5,350円
	25～29歳	8,160円	7,060円
	30～34歳	9,000円	9,350円
	35～39歳	10,780円	13,530円
	40～44歳	15,810円	21,000円
	45～49歳	21,490円	27,810円
	50～54歳	25,340円	30,280円
55～59歳	25,550円	27,010円	

【認知症・メンタル疾患補償特約】 <追加補償>

メンタルヘルス不調等の精神障害の場合に保険金をお支払いします。*1

*1 ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。また、保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間は2年となります。

【天災危険補償特約】<追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波により病気やケガをした場合に保険金をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険期間：1年間 団体割引：15%
てん補期間*1：60歳の誕生日まで（55歳以上の場合は3年）

※支払基礎所得額は、平均月間所得額*2の範囲内、かつ、加入限度口数以下で設定してください。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の年齢*3や性別によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*3が満15歳以上満59歳以下の方に限ります。

*1 保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*2 直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得*4の平均月額をいいます。

*3 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

*4 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。



医療補償

病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。

疾病入院	病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。 ※ 1回の入院について120日を限度とします。
疾病手術	病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 傷の処置、切開術（皮膚、鼓膜）、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってからの出まで」をいいます。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。 ※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。
三大疾病・ 重度傷害一時金	がんが診断確定されたとき*1、または急性心筋梗塞・脳卒中や脳挫傷・脊髄損傷・内臓損傷と診断され、入院したときに保険金をお支払いします。 *1 この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）の保険期間の初日より前にがんが罹患（りかん）したことがある場合は、一部お支払いできないことがあります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：15%

※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型	本人・配偶者型	本人・配偶者・子供型	
性別		男性・女性共通	男性・女性共通	男性・女性共通	
タイプ名		H51タイプ	H52タイプ	H53タイプ	
ご本人	疾病入院保険金日額(1日あたり)	5,000円	5,000円	5,000円	
	疾病手術 保険金額	重大手術*1	20万円	20万円	20万円
		上記以外の 手術	5万円	5万円	5万円
	放射線治療保険金額	5万円	5万円	5万円	
	三大疾病・重度傷害一時金額	100万円	100万円	20万円	
配偶者	疾病入院保険金日額(1日あたり)		5,000円	5,000円	
	疾病手術 保険金額	重大手術*1		20万円	
		上記以外の 手術		5万円	
	放射線治療保険金額		25,000円	25,000円	
	三大疾病・重度傷害一時金額		5万円	5万円	
お子様	疾病入院保険金日額(1日あたり)			100万円	
	疾病手術 保険金額	重大手術*1		5,000円	
		上記以外の 手術		20万円	
	放射線治療保険金額		5万円	5万円	
	三大疾病・重度傷害一時金額		25,000円	25,000円	
保険料 (一時払)	5～9歳	11,330円			
	10～14歳	10,950円			
	15～19歳	11,550円	23,100円	35,140円	
	20～24歳	13,400円	26,800円	38,840円	
	25～29歳	13,850円	27,700円	39,740円	
	30～34歳	14,190円	28,380円	40,420円	
	35～39歳	16,150円	32,300円	44,340円	
	40～44歳	19,610円	39,220円	51,260円	
	45～49歳	26,710円	53,420円	65,460円	
	50～54歳	37,650円	75,300円	87,340円	
	55～59歳	51,010円	102,020円	114,060円	
	60～64歳	70,430円	140,860円	152,900円	
	65～69歳	98,460円	196,920円	208,960円	
	70～74歳	129,220円	258,440円	270,480円	
	75～79歳	160,200円	320,400円	332,440円	
80～84歳	194,190円	388,380円	400,420円		
85～89歳	213,370円	426,740円	438,780円		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。

※本人・配偶者・子供型の場合、お子様の人数は何人でも保険料は同じです。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2が、本人型の場合は満5歳以上満89歳以下、本人型以外の場合は男性：満18歳以上満89歳以下、女性：満16歳以上満89歳以下の方に限ります。配偶者、お子様の年齢条件は「保険の対象となる方（被保険者）について」をご確認ください。本人型以外のタイプにご加入いただいた場合、保険の対象となる方ご本人の年齢*2が満89歳を超えた場合は、配偶者、お子様についても、その年齢*2にかかわらず更新できませんのでご了承ください。

*1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

がん補償

がんと診断確定*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に保険金をお支払いします。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。



<特長> ■がんのリスクに備えて

- ・がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。
- ・入院保険金は1日目から、支払日数の制限なくお支払いします。
- ・「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。

がん診断	がんと診断確定されたときに保険金（一時金）をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1 *1 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。
がん入院・手術	がんで入院（日帰り入院も含みます。）や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
がん先進医療	がんで先進医療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間

団体割引：15%

※ご加入口数は1口のみです。

型		本人型	本人・配偶者型
性別		男性・女性共通	男性・女性共通
タイプ名		H41タイプ	H42タイプ
ご本人	がん診断保険金額	100万円	100万円
	がん入院保険金日額(1日あたり)	10,000円	10,000円
	がん手術保険金額(手術の種類により)	10万円・20万円・40万円	10万円・20万円・40万円
	がん先進医療保険金額	500万円	500万円
配偶者	がん診断保険金額		100万円
	がん入院保険金日額(1日あたり)		10,000円
	がん手術保険金額(手術の種類により)		10万円・20万円・40万円
保険料 (一時払)	5～9歳	2,090円	
	10～14歳	2,860円	
	15～19歳	2,270円	4,040円
	20～24歳	1,820円	3,140円
	25～29歳	3,000円	5,500円
	30～34歳	5,620円	10,740円
	35～39歳	7,930円	15,360円
	40～44歳	11,280円	22,060円
	45～49歳	16,060円	31,620円
	50～54歳	22,700円	44,900円
	55～59歳	34,940円	69,380円
	60～64歳	52,520円	104,540円
	65～69歳	73,390円	146,280円
	70～74歳	93,190円	185,880円
	75～79歳	112,220円	223,940円
80～84歳	130,820円	261,140円	
85～89歳	146,930円	293,360円	

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。
※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、本人型の場合は満5歳以上満89歳以下、本人型以外の場合は男性：満18歳以上満89歳以下、女性：満16歳以上満89歳以下の方に限ります。配偶者の年齢条件は「保険の対象となる方（被保険者）について」をご確認ください。本人型以外のタイプにご加入いただいた場合、保険の対象となる方ご本人の年齢*1が満89歳を超えた場合は、配偶者についても、その年齢*1にかかわらず更新できませんのでご了承ください。

*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。



介護補償

認知症アシスト付き

保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金（一時金）をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス（検索支援サービス等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。）。

補償の型

公的介護保険連動型（要介護2） 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合に保険金（一時金）をお支払いします。

「公的介護保険連動型」とは

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【ご参考：公的介護保険制度の特徴】

特徴①：40歳以上の方が対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外！

特徴②：40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外！

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料表

保険期間：1年間
 団体割引：15%
 ※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型			
	公的介護保険連動型（要介護2）			
補償の型				
タイプ名	H71タイプ	H72タイプ	H73タイプ	
介護補償保険金額	100万円	200万円	300万円	
保険料（一時払）	40～44歳	520円	1,030円	1,550円
	45～49歳	620円	1,230円	1,850円
	50～54歳	850円	1,690円	2,540円
	55～59歳	1,210円	2,410円	3,620円
	60～64歳	2,600円	5,210円	7,810円
	65～69歳	7,360円	14,720円	22,070円
	70～74歳	16,120円	32,240円	48,360円
	75～79歳	36,950円	73,890円	110,840円
	80～84歳	69,790円	139,570円	209,360円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が、満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

*1 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。



公的介護保険制度とは



[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ● 要介護状態 （寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ● 要支援状態 （日常生活に支援が必要な状態）

*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について]

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 (自立)	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

個人賠償責任

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物（受託品）*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

- 例えば…
- ・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。
 - ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
 - ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
 - ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。



*1 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください！

国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



保険金額・保険料表

保険期間：1年間、団体割引：15%
※ご加入口数は1口のみです。

タイプ名		H6タイプ
個人賠償責任	型	家族型
	保険金額	国内：1億円 国外：1億円
保険料（一時払）		2,130円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

この保険は、一般財団法人 愛媛県教育振興会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として一般財団法人 愛媛県教育振興会が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

●お問い合わせ先

事故の受付・制度の内容確認・変更の手続き・契約に関するご相談 他

お問い合わせ先

TEL 089-941-2740

受付時間
土日・祝日
年末年始を除く
9:00~17:00

<取扱代理店>

一般財団法人 愛媛県教育振興会

〒790-0801 松山市歩行町1丁目7-4

事故の受付・事故のご相談・保険金のご請求 他

事故受付専用

0120-720-110

<事故対応窓口>

東京海上日動火災保険株式会社

事故受付センター（東京海上日動安心110番）（24時間・365日対応）

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険株式会社 担当支社:愛媛支店松山支社

〒790-8561 松山市本町2丁目1-7 TEL:089-915-0066 (受付時間 平日9:00~17:00)

令和6年11月作成 24TX-004985